
平成18年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成18年9月29日 (金曜日)

議事日程 (第5号)

平成18年9月29日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第159号 平成18年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第2 議案第160号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第161号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第4 議案第162号 平成18年度築上町霊園事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第5 議案第163号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第6 議案第164号 平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第7 議案第165号 平成18年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第8 認定第1号 平成17年度椎田町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成17年度椎田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成17年度築城町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成17年度椎田町築城町共立衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成17年度築城町椎田町財産組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成17年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成17年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成17年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 認定第12号 平成17年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第13号 平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第14号 平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第15号 平成17年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第16号 平成17年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第166号 築上町下水道施設条例の制定について
- 日程第25 議案第167号 築上町農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の制定について
- 日程第26 議案第168号 築上町葛城財産区議会設置条例の制定について
- 日程第27 議案第169号 築上町西角田財産区議会設置条例の制定について
- 日程第28 議案第170号 築上町上城井財産区議会設置条例の制定について
- 日程第29 議案第171号 築上町下城井財産区議会設置条例の制定について
- 日程第30 議案第172号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第173号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第174号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第175号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第176号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第181号 平成18年度築上町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第36 意見書案第8号 教育基本法「改正」の慎重審議を求める意見書（案）について
- 日程第37 意見書案第9号 低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）の治療推進を求める意見書（案）について
- 日程第38 陳情第5号 当貫水路に関する陳情について

追加日程

- 日程第39 発議第16号 飲酒運転撲滅を宣言する決議（案）について
- 日程第40 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第159号 平成18年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第2 議案第160号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第161号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第162号 平成18年度築上町霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第163号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第164号 平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第165号 平成18年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 認定第1号 平成17年度椎田町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成17年度椎田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成17年度築城町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成17年度椎田町築城町共立衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成17年度築城町椎田町財産組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成17年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成17年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成17年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第12号 平成17年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第13号 平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第14号 平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第22 認定第15号 平成17年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第16号 平成17年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第166号 築上町下水道施設条例の制定について
- 日程第25 議案第167号 築上町農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の制定について
- 日程第26 議案第168号 築上町葛城財産区議会設置条例の制定について
- 日程第27 議案第169号 築上町西角田財産区議会設置条例の制定について
- 日程第28 議案第170号 築上町上城井財産区議会設置条例の制定について
- 日程第29 議案第171号 築上町下城井財産区議会設置条例の制定について
- 日程第30 議案第172号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第173号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第174号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第175号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第176号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第181号 平成18年度築上町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第36 意見書案第8号 教育基本法「改正」の慎重審議を求める意見書（案）について
- 日程第37 意見書案第9号 低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）の治療推進を求める意見書（案）について
- 日程第38 陳情第5号 当貫水路に関する陳情について
- 追加日程
- 日程第39 発議第16号 飲酒運転撲滅を宣言する決議（案）について
- 日程第40 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（28名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 塩田 文男君 | 2番 工藤 久司君 |
| 4番 金澤 久芳君 | 5番 白石 隆則君 |
| 7番 吉元 一也君 | 8番 西畑イツミ君 |
| 9番 小林 和政君 | 10番 塩田 昌生君 |

11番	繁永	隆治君	12番	竹本	眞澄君
13番	田村	兼光君	14番	宮下	久雄君
15番	丸山	年弘君	16番	田原	親君
17番	平野	力範君	18番	高島	末吉君
19番	成吉	暲奎君	20番	辻上	浩君
21番	武道	修司君	22番	神下	忠君
23番	中島	英夫君	24番	岡田	信英君
25番	川端	政廣君	26番	信田	博見君
27番	吉元	成一君	28番	吉元	實君
29番	有永	義正君	30番	西口	周治君

欠席議員（2名）

3番	山中	正治君	6番	田村與四郎君
----	----	-----	----	--------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	江本偉久雄君	書記	西畑 弥生君
----	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	助役	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉係長	畦津 篤子君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農委事務局長	大田 隆君
教育委員会椎田事務所（課長）			松田 倫夫君
住民生活室長	落合 泰平君	管理課長	白川 義雄君

企業立地課長	……………	竹本 正君	環境課長	……………	後田 幸政君
学校教育課長	……………	中村 一治君	生涯学習課長	……………	神崎 一貴君
監査室長	……………	吉留 康次君	代表監査委員	……………	浦岡 信男君
審議官	……………	片山 益朗君	審議官	……………	安田 美鈴君
審議官	……………	舟川 忠良君	審議官	……………	小林 實君

午前10時00分開議

○議長（田原 親君） おはようございます。会議前に御諮りいたします。先日の宮下久雄議員の一般質問において、執行部の答弁に一部誤りがありました。本日その訂正の申し出がありますので、これを許可します。高齢者福祉課、訂正答弁をお願いいたします。

○高齢者福祉係長（畦津 篤子君） 高齢者福祉課係長の畦津でございます。20日の一般質問におきまして、宮下議員さんの敬老祝賀会の会場をコマーレとした理由と経過についての御質問に対する答弁の中で、あたかも自治会長会で会場を決定したかのような発言をいたしましたけれども、会場の決定につきましては事務局レベルで決定をいたしまして、その後に7月の第1回築城地区自治会長会に御協力をお願いしたものでございます。その旨おわびして訂正させていただきます。

以上です。

○議長（田原 親君） よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は28名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第159号

○議長（田原 親君） 日程第1、議案第159号平成18年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第159号平成18年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、町敬老年金、障害者更生援護経費、乳幼児医療費、食の自立支援委託料などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 次に、文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第159号平成18年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、小中学校施設修繕・学習等供用施設修繕・人権週間啓発経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第159号平成18年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、循環型農業経費・道路補修工事費・住宅建設マスタープラン作成委託・災害復旧経費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第159号平成18年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管分については慎重審査の結果、庁舎補修費・電算業務委託費・自治会長役員報酬・農業委員選挙費・政府資金償還元金等が主なものであり、原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） はい。御苦勞でございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これより議案第159号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第159号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第159号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第2. 議案第160号

○議長（田原 親君） 日程第2、議案第160号平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第160号平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計

補正予算（第1号）について、本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第160号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第160号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第160号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第3. 議案第161号

○議長（田原 親君） 日程第3、議案第161号平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第161号平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算について、本案について慎重に審査した結果、一般会計繰り出し金であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第161号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第161号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第161号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4. 議案第162号

日程第5. 議案第163号

日程第6. 議案第164号

日程第7. 議案第165号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第4、議案第162号平成18年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）から日程第7、議案第165号平成18年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）までは、厚生常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第162号から議案第165号まで一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第162号から議案第165号までの報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第162号平成18年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、一般会計の繰り出し金が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第163号平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、高額療養費共同事業医療費拠出金が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第164号平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、本案について審査した結果、老人医療費扶助経費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第165号平成18年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、漏水調査費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（田原 親君） 御苦労でございました。

日程第4、議案第162号平成18年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第162号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第162号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第162号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第163号平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第163号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第163号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第163号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第164号平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第164号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第164号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第164号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第165号平成18年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第165号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第165号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第165号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 認定第1号

○議長（田原 親君） 日程第8、認定第1号平成17年度椎田町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、それぞれの委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 認定第1号、本案について慎重に審査した結果、通常年度の決算とは異なり、年度途中の合併による決算であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 次に、文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 認定第1号平成17年度椎田町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、通常年度とは異なり、年度途中の合併による決算であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 次に、産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 認定第1号平成17年度椎田町一般会計・特別会計歳入

歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、通常年度とは異なり、年度途中の合併による決算であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

○議長（田原 親君） 次に、総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 認定第1号、本委員会に付託されました認定第1号につきましては、各常任委員会と同様の理由で可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより認定第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 認定第2号

○議長（田原 親君） 日程第9、認定第2号平成17年度椎田町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 認定第2号、本案について慎重に審査しました結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより認定第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 認定第3号

○議長（田原 親君） 日程第10、認定第3号平成17年度築城町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 認定第3号、本案の所管分につきまして慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 認定第3号平成17年度築城町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、通常年度とは異なり、年度途中の合併による決算であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 次に、産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 認定第3号平成17年度築城町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、通常年度とは異なり、年度途中の合併による決算であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

○議長（田原 親君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 認定第3号平成17年度築城町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会に付託されました所管分につきましては、慎重審査の結果、可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。吉元成一議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 認定でございます。築城町の17年度の一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、皆さんも御承知のとおり、報道機関で報道されるように、未

登記、あるいは道路台帳ができていないというずさんな執行体制の中で、住宅は立派な住宅が建ちましたが、いまだ入れないというような状態にあります。当初議会の当時から私は執行部に対し、もう少し縮小した取り組みをしたらどうかと、いろんな意見を出してまいりましたが、残念ながら議会制民主主義のルールで意見が通りませんでした。当初から17年度の築城町一般会計については賛成の立場ではありません。よって、この認定についてもこれから先責任の所在を追及せざるを得ないところもあると考えますので反対いたします。

○議長（田原 親君） 次に、賛成意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより認定第3号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（田原 親君） 挙手多数やね。（発言する者あり）数字を言わにゃいけん。——それでは賛成多数です。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 認定第4号

○議長（田原 親君） 日程第11、認定第4号平成17年度椎田町築城町共立衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 認定第4号、本案について慎重に審査した結果、通常年度とは異なり、年度途中の合併である決算でありますので、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより認定第4号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12. 認定第5号

○議長（田原 親君） 日程第12、認定第5号平成17年度築城町椎田町財産組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 認定第5号平成17年度築城町椎田町財産組合歳入歳出決算の認定について、本委員会に付託されました議案につきましては慎重に審査した結果、年度途中の合併に伴う決算であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより認定第5号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。認定第5号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 認定第6号

○議長（田原 親君） 日程第13、認定第6号平成17年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 認定第6号、本案について所管分、慎重に審査しました結果、年度途中からの合併に伴う決算であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 次に、文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 認定第6号平成17年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定

について、本案について慎重に審査した結果、年度途中の合併に伴う決算であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 認定第6号平成17年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、年度途中の合併に伴う決算であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

○議長（田原 親君） 次に、総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 認定第6号平成17年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本委員会に付託されました所管分につきましては慎重審査の結果、可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。西畑議員。

○議員（8番 西畑イツミ君） 認定第6号平成17年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、これは年度途中の合併による決算ですが、合併特例のために議会審議がなされずに執行されていることと、3月議会でも反対していますので、この決算においても反対いたします。

○議長（田原 親君） 反対意見ありますので、これより認定第6号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第6号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（田原 親君） 起立多数です。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 認定第7号

○議長（田原 親君） 日程第14、認定第7号平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 認定第7号平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、一部反対の意見があり、

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 次に、総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 文教委員会と同じく一部反対意見がありました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 本特別会計には多額の滞納金があり、その原因である貸付事務の実態の解明がまだ不十分であり、これを理由といたしまして、本決算の認定につきましては反対をいたします。

○議長（田原 親君） ほかにございませんね。吉元成一議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 本案について賛成の立場から討論いたします。

我々総務委員会でもこの件につきましては、所管分でもありますし、所管事項ということで、委員会の議案審査終了後もこの話も出てまいりました。その結果、執行部とのやりとりの中で、今後こういった種の問題、住宅の家賃等、いろんな税金等も含めて、現年度分については確実に支払いをしてもらう。また、過年度分については借主、あるいは保証人と話し合いをしながら、一日も早く解決する方向で、一部ずつでも入金してもらうというような形で借った人が得をするというような形をとらせないという強い要望も行ったところであり、また一部反対者の中の意見として、集金をする専門家をつくったらどうかという意見もありました。そのことについても執行部として検討して下さることなので、前向きな取り組みをしていただくという立場で賛成の討論をいたします。

○議長（田原 親君） ほかにございませんね。反対・賛成意見がありますので、本案に対する採決を行います。本案に決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（田原 親君） 挙手多数です。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり可決されました。（「議長、全部方向を一貫してください。」と呼ぶ者あり）——いや、そりゃあ……（「議長、いいです。何なら一緒にしてください。」と呼ぶ者あり）いや、わかりにくいときは起立させにゃわからんわけやろ。やっぱりあげたり下げたりする者もおるかもわからんからね。（「さっき起立やった」と呼ぶ者あり）いや、起立じゃやっぱり気の毒な面もある。（「議事進行」と呼ぶ者あり）はい。わかった。

日程第15. 認定第8号

○議長（田原 親君） 日程第15、認定第8号平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 認定第8号平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これより認定第8号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 認定第9号

○議長（田原 親君） 日程第16、認定第9号平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 認定第9号平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、年度途中の合併に伴う決算であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これですべての討論を終わります。

これより認定第9号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17. 認定第10号

日程第18. 認定第11号

日程第19. 認定第12号

日程第20. 認定第13号

日程第21. 認定第14号

日程第22. 認定第15号

日程第23. 認定第16号

日程第24. 議案第166号

○議長（田原 親君） お諮りいたします。日程第17、認定第10号平成17年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定から日程第24、議案第166号築上町下水道施設条例の制定についてまでは、厚生常任委員会の付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第10号から議案第166号まで一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、認定第10号から議案第166号までの報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 認定第10号平成17年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号平成17年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号平成17年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第14号平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第15号平成17年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第16号平成17年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、今までの認定に関しまし

て慎重に審査しました結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第166号築上町下水道施設条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、下水道処理施設の設置条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより認定第10号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第18、認定第11号平成17年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより認定第11号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第11号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第11号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第19、認定第12号平成17年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより認定第12号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第12号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第12号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第20、認定第13号平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより認定第13号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第13号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第13号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第21、認定第14号平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより認定第14号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定

第14号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第14号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第22、認定第15号平成17年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより認定第15号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第15号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第15号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第23、認定第16号平成17年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより認定第16号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第16号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、認定第16号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第24、議案第166号築上町下水道施設条例の制定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第166号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第166号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第166号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第25. 議案第167号

日程第26. 議案第168号

日程第27. 議案第169号

日程第28. 議案第170号

日程第29. 議案第171号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第25、議案第167号平成18年度築上町農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の制定についてから日程第29、議案第171号の築上町下城井財産区議会設置条例の制定については、産業建設常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第167号から議案第171号まで一括して委員長の報告を行うことと決定します。

では、議案第167号から議案第171号までの報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） それでは一括して申し上げます。

議案第167号築上町農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の制定について、議案第168号築上町葛城財産区議会設置条例の制定について、議案第169号築上町西角田財産区議会設置条例の制定について、議案第170号築上町上城井財産区議会設置条例の制定について、議案第171号築上町下城井財産区議会設置条例の制定について、以上、5件について一括して申し上げます。

本案について慎重に審査した結果、農業委員の選挙定数を定めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それから、また合併に伴う財産区議会の設置条例であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第167号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第167号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第167号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第26、議案第168号築上町葛城財産区議会設置条例の制定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第168号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第168号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第168号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第27、議案第169号築上町西角田財産区議会設置条例の制定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第169号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第169号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第169号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第28、議案第170号築上町上城井財産区議会設置条例の制定についてを議題とします。これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第170号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第170号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第170号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第29、議案第171号築上町下城井財産区議会設置条例の制定についてを議題とします。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第171号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第171号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第171号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第30. 議案第172号

○議長（田原 親君） 日程第30、議案第172号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第172号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本委員会に付託されました上記議案につきましても、慎重審査の結果、特別職である自治会長の費用弁償の一部の改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第172号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第172号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第172号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第31. 議案第173号

日程第32. 議案第174号

日程第33. 議案第175号

日程第34. 議案第176号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第31、議案第173号平成18年度築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第34、議案第176号の築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、厚生常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第173号から議案第176号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

では、議案第173号から議案第176号までの報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第173号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、国の医療制度改革で出産一時金の見直しで健康保険法施行令が改正されたことに伴い本条例の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第174号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、健康保険法施行令及び福岡県の乳幼児医療費の支給に関する条例準則が改正されたことに伴い本条例を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第175号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、健康保険法施行令の改正に伴い本条例を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第176号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、健康保険法施行令の改正に伴い本条例を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第173号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第173号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第173号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第32、議案第174号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第174号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第174号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第174号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第33、議案第175号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第175号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第175号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第175号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第34、議案第176号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第176号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第176号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第176号は委員長の報告のとおり

可決することに決定しました。

日程第35. 議案第181号

○議長（田原 親君） 日程第35、議案第181号平成18年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第181号平成18年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、本案について慎重に審査した結果、農業災害復旧工事・訴訟経費であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第181号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第181号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第181号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第36. 意見書案第8号

○議長（田原 親君） 日程第36、意見書案第8号教育基本法「改正」の慎重審議を求める意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 意見書案第8号教育基本法「改正」の慎重審議を求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、今後の動向を踏まえ、委員長採決で継続審査とすべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。吉元成一議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 今、委員長の方から報告がありまして、委員長採決ということは可否同数やったということですね。審議した内容についてちょっとお聞きしたいんですが、こ

の種の意見書については結局題目のとおり慎重の審議を、国会で慎重審議してくれという内容ですが、具体的に教育基本法を改正したらいかんよとか、あるいはこの部分をこうしてほしいという意見書を出すことについては、この議会で審議することもやぶさかではないし、またやらなければならないかなど、こういうふうには私は考えるんですが、慎重に審議してくれと、国会議員に対して、まだ審議が始まってないのに慎重に審議してくれと、こりゃあもし私が国会議員の立場やったら何ちゅう無礼な意見書なんだろうと、こういうふうにと考えるとこりゃあなんなんですが、そういったことについては意見は出ませんでしたか。

○議長（田原 親君） 武道議員。

○文教常任委員長（武道 修司君） まあ、国会に対して失礼かどうかという問題は別にして、国会の方も小泉内閣から安倍内閣にかわり、教育基本法を主体としてやっていきたいというマスコミ等の発表でもあります。また、社会情勢の中で特に教育基本法という、教育自体の問題も数多くあり、今後当然慎重に審議をしないといけないという問題ではあると思いますが、まだ根本的にどういうふうなものか上がってくるものなのか、どういうふうな内容なのか全然わからないということで、継続審査というか今後の動向を見ながら、十分審査をした上で意見書を提出するのかどうかは決定した方がいいんじゃないかということで、継続審査というふうな方向になりました。

以上です。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） ということは、委員長、要するにまだ何がどういうふうになるかわからないような状況の中で、教育基本法改正についての国会で論議をなされるだろうという想定のもとで、慎重に審議してくれという意見書についてはまだちょっと時期的に早いんじゃないかということで継続ということですね。

○議長（田原 親君） 武道議員。

○文教常任委員長（武道 修司君） 今、総務委員長が言われるような内容で間違いはないんですが、今後のやっぱり動向を見ながらやるということが現状では必要じゃないかというふうな方向になりました。

以上です。

○議長（田原 親君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより意見書案第8号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続です。意見書案第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第8号は委員長の報告のとおり継続審査にすることに決定しました。

日程第37. 意見書案第9号

○議長（田原 親君） 日程第37、意見書案第9号低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）の治療推進を求める意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 意見書案第9号低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）の研究治療等の推進を求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより意見書案第9号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第38. 陳情第5号

○議長（田原 親君） 日程第38、陳情第5号当貫水路に関する陳情についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 陳情第5号当貫水路に関する陳情について、本件について現地調査を含み慎重に審査した結果、採択すべきものと決定しました。

以上。

○議長（田原 親君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより陳情第5号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第39. 発議第16号

日程第40. 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（田原 親君） これより追加議案です。

お諮りします。日程第39、発議第16号飲酒運転撲滅を宣言する決議についてから日程第40の常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、日程第39、発議第16号から日程第40までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第39、発議第16号飲酒運転撲滅を宣言する決議についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。江本局長。

○事務局長（江本偉久雄君） 発議第16号飲酒運転撲滅を宣言する決議（案）について、表記の決議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成18年9月29日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、築上町議会議員田村與四郎、同じく賛成者、同議会議員白石隆則、同じく賛成者、同議会議員川端政廣、同じく賛成者、同議会議員吉元一也。以上です。

○議長（田原 親君） 提案理由の説明を委員長お願いします。

○議員（27番 吉元 成一君） 朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

飲酒運転撲滅を宣言する決議（案）、先般の福岡市職員による飲酒運転死亡事故を初め各地で

飲酒運転による悪質なひき逃げなどが頻繁に発生しております。築上町においても先日の本会議で町長が職員の飲酒運転に対する厳罰化方針を示し、職員自身の飲酒運転に加え、飲酒運転の車に同乗したり飲酒運転をとめなかった職員も原則として懲戒免職するという考えを示したところです。我々議会議員も町民の代表として飲酒したら運転しない、させないという原則で臨み、違反した場合はみずからが議員を辞職するものである。

以上、決議するという案でございます。皆さん、全会一致で御承認お願いいたします。

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより発議第16号について採決を行います。発議第16号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第40、常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

○議長（田原 親君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

午前10時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員